

平成30年東松島市教育委員会第8回定例会議事日程

日 時 平成30年8月29日(水)
午後1時30分
場 所 東松島市役所 3階 第3委員会室

- 1 出席確認
- 2 開会宣言
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 教育行政報告
- 6 議事
 - (1) 議案第24号 職員の人事について
 - (2) 議案第25号 東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則について
 - (3) 議案第26号 東松島市指定文化財の指定について
 - (4) 議案第27号 東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者選定委員会設置要領の制定について
 - (5) その他
- 7 閉会宣言
- 8 その他報告事項
 - 小・中学校児童生徒状況について(平成30年7月分)
 - 教育委員会行事予定表(平成30年9月分)について
 - その他
- 9 散 会

平成30年8月29日

平成30年 第8回 東松島市教育委員会定例会議案

議案第24号	職員の人事について	P1
議案第25号	東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則について	P2
議案第26号	東松島市指定文化財の指定について	P3
議案第27号	東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者選定委員会設置要領の制定について	P4

東松島市教育委員会

議案第24号

職員の人事について

職員の人事について、別紙のとおり発令する。

平成30年8月29日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

議案第 25 号

東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則
について

東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 29 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則

東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

対象者（階層 1～3 においては、第 2 子以降に該当する場合の兄・姉について年齢制限は設けないが、生計を一にする者に限る。又、上記区分以外の世帯の第 3 子以降に該当する場合の兄・姉は小学 3 年生までであることとする。）	減免限度額		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 1 階層 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯	全額	全額	全額
第 2 階層 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割額が非課税となる世帯	年額 56,400 円又は月額 4,700 円	全額	全額
第 3 階層 当該年度に納付すべき市民税の所得割額が 77,100 円以下となる世帯		年額 31,800 円又は月額 2,650 円	全額
上記区分以外の世帯			全額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 26 号

東松島市指定文化財の指定について

次のとおり、東松島市文化財保護条例（平成 17 年東松島市条例第 83 号）第 3 条に基づき、東松島市指定有形文化財に指定する。

平成 30 年 8 月 29 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

記

有形文化財の指定

種別	名 称	文化財の所在地	所有者
有形文化財 （彫刻）	木造毘沙門天立像	東松島市野蒜字亀岡 3 8 番地 1 0	海津見神社 氏子会
有形文化財 （考古資料）	石棒	東松島市宮戸字里 8 1 番地 1 8	東松島市

議案第 27 号

東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者 選定委員会設置要領の制定について

東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者選定委員会設置要領の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 29 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者 選定委員会設置要領

（設置）

第 1 条 東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務を委託するに当たって、東松島市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（平成 25 年 3 月 18 日 訓令甲第 13 号。）に基づき、契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、東松島市立小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）実施要領に関すること。
- （2）参加事業者の資格確認に関すること。
- （3）企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、その他必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1）東松島市立小学校教諭のうち代表者 1 名
- （2）東松島市立中学校教諭のうち代表者 1 名
- （3）東松島市立矢本中央幼稚園長
- （4）教育委員会教育次長
- （5）教育委員会教育総務班長
- （6）復興政策部復興政策課復興政策班長

2 委員会に委員長を置き、教育次長をもって充てる。

（委員長の職務等）

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第 6 条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。